

2022年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 金 武 祐
コ ー ド 番 号 2 9 2 9 (東証プライム)
問 合 せ 先 管理部部長 河 中 敏 弘
T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年10月20日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、招集に係る規定（現行定款第12条）を変更するものであります。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件としております。

(3) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (新設) (新設) (8)～(21) (条文省略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) <u>(8) 肥料及び農薬の製造、販売及び輸出入</u> <u>(9) 農作物の生産、販売及び輸出入</u> (10)～(23) (現行どおり) (招集) 第12条 (現行どおり) <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削除) (電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> (附則) (電子提供措置等に関する経過措置) <u>第1条 令和4年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

以上